

国立大学法人大分大学看護系技術職員特例手当支給細則

平成24年2月13日制定

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人大分大学職員給与規程（平成16年規程第18号）第18条の9第4項の規定に基づき、看護系技術職員特例手当の支給に関し必要な事項を定める。

(支給対象職員)

第2条 看護系技術職員特例手当は、この手当の受給を選択した後、別紙様式第1号の同意書を提出した者のうち、学長が特に必要と認めた者（以下「特例手当受給者」という。）に対して支給する。

(退職手当との関係)

第3条 特例手当受給者には、国立大学法人大分大学職員退職手当規程（平成16年規程第29号）に定める退職手当（以下「退職手当」という。）を支給しない。

2 特例手当受給者は、別紙様式第2号の同意書を提出し、退職手当の受給に同意することにより、当該退職手当を受給する者（以下「退職手当受給者」という。）となることができる。ただし、前条により看護系技術職員特例手当の受給に同意した日の属する月から起算して15年を経過する月まで退職手当受給者となることができない。

3 退職手当受給者が特例手当受給者となる場合は、看護系技術職員特例手当受給の開始月までの在職期間に応じた退職手当を支給する。

(雑則)

第4条 この細則に定めるもののほか、この細則に実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則（平成24年細則第1号）

この細則は、平成24年2月13日から施行する。

附 則（平成31年細則第1号）

この細則は、令和元年5月1日から施行する。

別紙様式第1号（第2条関係）

全文自筆・押印

同意書

年 月 日

国立大学法人大分大学長 殿

（氏 名） 印

私は、 年 月より国立大学法人大分大学職員退職手当規程（平成16年規程第29号）第2条第1項ただし書に定める職員となることに同意します。

なお、これに伴って生じる以下の点についても同意します。

- 1 国立大学法人大分大学職員給与規程（平成16年規程第18号）第18条の9に基づき看護系技術職員特例手当の支給を受けること。
- 2 看護系技術職員特例手当の受給開始日の属する月から起算して15年を経過する月までこれを変更しないこと。

（※3については、該当する者のみ記載。）

- 3 看護系技術職員特例手当を受給するに際し、これまでの在職期間に応じた退職手当の支給を受けること。

別紙様式第2号（第3条関係）

全文自筆・押印

同意書

年 月 日

国立大学法人大分大学長 殿

（氏 名） 印

私は、 年 月より、国立大学法人大分大学職員退職手当規程（平成16年規程第29号）の退職手当を受給される職員となることに同意します。

なお、これに伴い国立大学法人大分大学職員給与規程（平成16年規程第18号）第18条の9に基づく看護系技術職員特例手当が支給されなくなることに同意します。